令和8年11月27日

質 問 回 答 書

件名	宇宙放射線試験ポート用ステアリングマグネット電源の購入

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

No.	質問内容	回答内容
1	▼第13条(契約不適合責任期間等) ・保証内容について 初めに、弊社では仕様範囲内での不具合が生じた場合の修理を前提としております。 ご使用者様側での過失(仕様外の取り扱い,落とす/濡らすなどの内容)は保証外でありますがご了承いただいているとの認識でよろしいでしょうか。 https://kikusui.co.jp/quality-assurance/	ご認識のとおり、使用者側の過失については、契約不適合責任の対象外です。
2	・2項 1年間の保証中に不具合が生じた場合、その段階からさらに1年間の猶予が設定されるとの認識でしょうか。	ご認識のとおり、引渡日から1年以内に契約不適合を発見し乙へ通知した場合、通知後1年以内であれば契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなすこととなります。
3	・3項 本条件に理解が出来ていない状況です。 『当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる』とは、どのような請求が想定されておりますでしょうか。また、保証期間は最大で何年を想定されておりますでしょうか。	第13条第3項の「当該請求等以外に必要と認められる請求等」とは、第12条に規定する契約不適合責任に関する各請求を指します。本項は、それらの請求のうち一つを行った場合であっても、必要と認められる他の請求を行うことができることを確認する規定です。また、本契約では最大保証期間を規定しておりません。契約不適合責任期間は引渡し後1年間であり、第13条第2項及び第3項は保証期間の延長を定めるものではなく、当該期間内に通知された契約不適合に関する権利行使の取扱いを定めた規定です。